

別添 1

○農林水産省、厚生労働省、
国土交通省、環境省、
経済産業省、令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 山本 公一

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める

省令の一部改正)

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定

める省令(平成十三年^{財務省、厚生労働省、}農林水産省、^{国土交通省、環境省、}経済産業省、令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

※官報掲載時は【別紙一】の体裁による新旧対照表を挿入

(食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正)

第二条

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令(平成十九年
財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

省、令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

※官報掲載時は【別紙二】の体裁による新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

【別紙一】 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令
新旧対照表

○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）（抄）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、その再生利用等を阻害しない範囲において、食品廃棄物等の不適正な処理（食品廃棄物等を食用に供するために譲渡することを含む。以下同じ。）を防止するため適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>（食品廃棄物等の収集又は運搬の基準）</p> <p>第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講ずること。</p> <p>（食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準）</p> <p>第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（食品廃棄物等の収集又は運搬の基準）</p> <p>第五条 食品関連事業者は、自ら食品廃棄物等の収集又は運搬を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準）</p> <p>第六条 食品関連事業者は、他人に食品廃棄物等の収集又は運搬を委託するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先における食品廃棄物</p>

物等の収集又は運搬が前条の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。

(再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準)

第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一〇七 (略)

八 食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと誤認されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講ずること。

(再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準)

第八条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託し、又は食品循環資源を譲渡するに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一 委託先又は譲渡先として、前条の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること。

二 前号の委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が前条の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること。

物等の収集又は運搬が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること。

(再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準)

第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

一〇七 (略)

(新設)

(再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準)

第八条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託し、又は食品循環資源を譲渡するに当たっては、委託先又は譲渡先として、前条の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定するものとする。

(新設)

(新設)

(削る)

2|| 食品関連事業者は、前項の委託先又は譲渡先における特定肥料等の製造の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥料等の製造が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

【別紙二】 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○ 食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）(抄)

改 正 後

改 正 前

(略)

(略)

別記様式（第1条関係）

別記様式（第1条関係）

表1～13（略）

表1～13（略）

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

表14 判断の基準となるべき事項の遵守状況

判断の基準となるべき事項	遵守状況	判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則	/	食品循環資源の再生利用等の実施の原則（食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること）	/
<u>食品循環資源の再生利用等の優先順位に関すること</u>		(新設)	
<u>食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための措置に関すること</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)
食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	/	食品廃棄物等の収集又は運搬の基準	/
(略)	(略)	(略)	(略)
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと認められるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること		(新設)	
食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	/	食品廃棄物等の収集又は運搬の委託の基準	/

(略)	(略)	委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	/	
(略)	(略)	
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること		
食品廃棄物等の性状、形態又は発生の状況等に鑑み、食用に供されるものと認識されるおそれがあると認められる場合に、食品廃棄物等の不適切な処理を防止するための適切な措置を講ずること		
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること		
(略)	(略)	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	/	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行い、かつ、当該製造を行う者の再生利用事業の内容及び周辺地域における再生利用事業に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用事業を実施している者を選定すること		
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造及び譲渡の実施状況を定期的に把握すること		

(略)	(略)	委託先における食品廃棄物等の収集又は運搬が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先の変更その他必要な措置を講ずること
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準	/	
(略)	(略)	
特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、特定肥飼料等の利用を確保すること		
(新設)		
肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させること		
(略)	(略)	
再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準	/	
上記の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定すること		
委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握すること		

委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていない、又は委託の内容に即して行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること

(略)

(略)

表15・16 (略)

委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が上記の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずること

(略)

(略)

表15・16 (略)